

2011年10月18日、製薬協にて「第3回患者会アドバイザリーボード」を開催しました。今回は、前回（7月26日）のアドバイザリーボードで出された課題の中から、患者さんや市民を対象とした、既承認の医薬品の情報提供についてディスカッションしました。今後は、今回の課題を整理し、他の関係者も含めた意見交換等を行い、より良い医薬品の情報提供について製薬協として何が出来るかを具体的に検討していきたいと思えます。

患者会連携チーム 鍵本 雅司

今回は、アドバイザリーボードメンバー：10名(表)の方々全員が出席され、医薬品の情報提供の在り方について白熱したディスカッションが行われました。

冒頭、製薬協の伍藤理事長より患者参加型医療を推進するために、製薬協として何を行っていきべきか、会員企業とともに何が出来るのかを探っていきたいと挨拶がありました。

の共通課題を抽出し、②課題の解決について、患者会、製薬協内の他委員会や、他の関係者(行政、各種団体)とともに検討を行い、③課題解決のために連携して必要な活動をしていきたい」と話がありました。また、これまでのアドバイザリーボードで出された課題として、医薬品の情報提供、医薬品の開発・適応拡大の推進、医薬品の自己負担問題、医療提供体制、患者に対する社会の理解、福祉・介護制度等が示されました。

患者会発足の経緯と アドバイザリーボードで出された課題

患者会連携チームの小嶋リーダーより、製薬産業の重要な課題について、「患者さんの声を代表する患者会の方々により積極的に対話・意見交換を行うことで、患者さんの視点や思いを理解したうえで、より良い情報提供や施策の実施など、効果的な連携をはかっていきたい。そのために①患者会の方々

医薬品情報提供に関して (特に既存薬の情報提供に関して)

課題の中から、今回は医薬品の情報提供、特に既存薬の情報提供に関して、行政の対応、会員企業の対応、製薬協の対応、法規制について製薬協事務局から説明がありました。

表 患者会アドバイザリーボードメンバー(敬称略、五十音順)

一樋 義明	一般社団法人 全国パーキンソン病友の会 事務局長
伊藤 たてお	一般社団法人 日本難病・疾病団体協議会 代表
大平 勝美	社会福祉法人 はばたき福祉事業団 理事長
小林 信秋	認定NPO法人 難病のこども支援全国ネットワーク 専務理事
高見 国生	公益社団法人 認知症の人と家族の会 代表理事
田所 裕二	社団法人 日本てんかん協会 事務局長
西村 慎太郎	日本肝臓病患者団体協議会 常任幹事
長谷川 三枝子	社団法人 日本リウマチ友の会 会長
眞島 喜幸	NPO法人 パンキャンジャパン 事務局長
宮本 高宏	社団法人 全国腎臓病協議会 会長



会場風景

厚生労働省、PMDA(医薬品医療機器総合機構)の取り組みに関してはPMDAウェブサイトの一般の皆様向け情報、患者向け医薬品ガイド、おくすりQ&A、重篤副作用疾患マニュアル等の説明がありました。会員企業の取り組みに関してはグラクソ・スミスクラインとアステラス製薬のウェブサイト为例にして、添付文書、くすりのしおり、製剤写真等のウェブサイトによる情報提供、くすり相談窓口による電話対応、ウェブサイトや冊子あるいは、市民講座による疾患情報の提供方法に関して説明されました。製薬協の取り組みに関してはくすり相談対応検討会、ウェブサイトの「くすり研究所」、関連団体「くすり適正使用協議会」についての説明がありました。法規制に関しては薬事法の広告規制に関して、虚偽・誇大広告の禁止(薬事法第66条)、特定疾患用医薬品の広告の制限(薬事法第67条)、承認前医薬品の広告禁止(薬事法第68条)、通知の医薬品等適正広告基準について説明がありました。

また、製薬協の代表的役割については厚生労働省関係部局への製薬企業・患者会等の意見の橋渡し・協議、会員企業の意見調整、会員企業に対する行動基準等の策定について説明がありました。

既存薬の情報提供に関する ディスカッション

既承認医薬品についての情報提供が患者さんや市民に対してどのような価値があるのか、1960(昭和35)年に薬事法が施行されて以降の情報提供(適正使用情報)の経緯、今後どうあるべきかに関して意見交換がなされました。

その中で「最近インターネットやスマートフォンが発達し情報がスムーズに得られる場合も多いが、利用できない患者さんはどうするのか」、「ウェブではダイレクトに情報にアクセスできるが、説明会等ではなぜパンフレット等の紙媒体の提供がされないのか」などの意見がありました。また、「情報がいろいろなところから発信されており、どこにアクセスしたらよいかわからないので、ポータル的な入口を製薬協で作ってほしい」などの要望もありました。患者さんから見た場合に役に立つ情報が提供されていないウェブサイトも多く、もう少し患者さんの立場に立ったウェブサイト上の情報提供を考える必要があると思います。

また、「医薬品の情報は主治医または薬剤師から提供されるのですが、説明を受けても患者さんがよく理解できていない場合が多いため、家族も含めてしっかり勉強してフラットな関係で主治医、薬剤師と話ができるようになりたい」という意見が多数あがりました。そのためには情報提供と広告の定義を明確に区分けし、われわれも情報提供の在り方をもっと真剣に考える必要があると感じました。

その他、「医薬品の飲み方や保存方法についても詳しく知りたい」、「専門用語で患者さんにとってはわかりにくい言葉遣いが多い」等、たくさんの課題に白熱したディスカッションがなされました。

最後に川邊専務理事より、次回は宿題を整理し厚生労働省、PMDAに伝え、できれば行政の方も交えたディスカッションができるように考えてみたいと挨拶があり、会を終了しました。

※次回(第4回)患者会アドバイザリーボードは2012年1月、製薬協にて開催する予定です。